

豊川市監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年2月9日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書（企画部秘書課）

監査実施期間 平成29年 7月27日から
平成29年10月 6日まで

豊川市監査公表第35号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 現在、単年度で契約しているホームページ更新等委託に関して、長期継続契約締結への変更の可能性について検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 市勢要覧の売払い代金収入事務において、分任出納員でない5人の職員が1個の分任出納員印を使用しており、分任出納員印の横に取扱い職員の認印もなかった。そのため、公金を取扱う職員を分任出納員に任命するとともに、適正な事務に改善されたい。</p>	<p>1 ホームページ更新等委託の長期継続契約締結については、契約事務の効率化を図ることができる一方で、当該業務の性質上、複数年度契約によるコスト削減等が見込まれず、単年契約と比較して明らかな有利性を示すことが困難である。また、当該業務については、平成25年1月のシステム導入から5年が経過するなか、今後、更新時に年度ごとの課題を検証しつつ、仕様の変更も想定されるため、当面は現行の単年契約を継続する。</p> <p>1 市勢要覧の売払い代金収入事務については、平成29年9月の取り扱いから、任命された分任出納員のみが収入事務を行うとともに、分任出納員印の横に使用した取扱者の認印を押印するよう徹底し、適正な公金の取り扱いに向けて改善を図った。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成30年2月2日現在のものである。

